

(様式1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

	担当課	健康増進課	検索番号	10-3
法令名	児童福祉法	根拠条項	第20条第5項	
許認可等	療育の機関の指定			
(根拠規定)				
第20条				
5 都道府県知事は、病院の開設者の同意を得て、第二項の医療を担当させる機関を指定する。				
(許認可等の基準)				
結核児療育給付事業実施要領(平成11年11月5日付け健第1861号愛媛県保健福祉部長通知)				
第3 結核児療育給付				
11 指定療育機関の指定 指定療育機関の指定については、結核の専門的治療を行い得ることはもちろん、小児専用の結核病棟又は病室を有し、児童の生活上の指導を行い、かつ入院した児童が義務教育を受け得るように特別支援学校若しくは特別支援学級が病棟若しくは病室に近接する場所に設置され、又は教員の派遣が行われている病院であることが必要である。				
なお、指定の基準等の取扱いについては、次のとおりとする。				
(1) 指定の基準				
指定の基準は、法第20条の第6項により児童福祉法施行令第23条が規定するとおりであるが、その取扱いについては次のとおりとする。				
ア 結核にかかっている児童のみを収容する病室の収容定員は、その病室が一つの場合は当該病室の収容定員がおおむね20人以上であり、二つ以上の場合、各病室の収容定員を合わせた定員がおおむね20人以上であること。なお、二つ以上の場合1区画にまとめたものでなければならないが、これは療養生活中の児童を他からの悪影響から守ること及び療養生活の指導を行ううえでの便宜のためであり、単に建物の構造上のみならず看護単位のうえからも独立しているものが望ましいこと。				
イ 結核の診療のために必要な設備とは、医療法に規定するもののほか、骨関節結核の診療を担当する病院にあつては、装具、牽引装置等の設備が必要であること。				
ウ 受療者の療養生活の指導を担当する職員は、医師のほか、保育士、児童指導員または小児看護に習熟した看護師でなければならないこと。				
エ 入院中の受療者のための特別支援学級の設置または教員の派遣は、特別支援学校の場合と同様に小学校及び中学校の両者について行われているか、または行われることが明らかであること。				
(2) 指定の申請				
ア 療育機関の指定を受けようとする病院の開設者(国が開設した病院を除く。以下同じ。)は、指定療育機関指定申請書(以下「指定申請書」という。様式第12号)を、その所在地を管轄する保健所長を経由して知事に提出するものとする。				
イ 指定申請書を受理した保健所長は、指定申請書の内容を審査し、指定の必要性の有無についてその意見を付して、速やかに知事に進達するものとする。				
ウ 知事は、必要に応じて実地調査を実施するなど申請内容を審査し、指定することを決定したときは、療育機関指定書(様式第13号)を保健所長を経由して開設者に交付するとともに、県報にその旨を告示するものとする。なお、指定を行わないことに決定したときは、その旨を文書により保健所長を経由して申請者に通知するものとする。				
(3) 結核の種別の変更				
ア 指定療育機関の開設者は、当該指定療育機関が診療を担当する結核の種別を変更しよ				

うとするときは、指定療育機関診療担当変更申請書（以下「変更申請書」という。様式第 14 号）を、その所在地を管轄する保健所長を経由して知事に提出するものとする。

イ 変更申請書を受理した保健所長は、変更申請書の内容を審査し、変更の必要性の有無についてその意見を付して、速やかに知事に進達するものとする。

ウ 知事は、必要に応じて実地調査を実施するなど申請内容を審査し、承認することに決定したときは、療育機関診療担当変更承認書（様式第 15 号）を保健所長を経由して開設者に交付するとともに、県報にその旨を告示するものとする。なお、承認を行わないことに決定したときは、その旨を文書により保健所長を経由して申請者に通知するものとする。

(4) 変更の届出

ア 指定療育機関の開設者は、規則第 15 条に定める事項のいずれかに該当するようになったときは、その事項及び年月日を、指定療育機関変更届（以下「変更届」という。様式第 16 号）により、速やかにその所在地を管轄する保健所長を経由して知事に届けなければならない。

イ 変更届を受理した保健所長は、その意見を付して、速やかに知事に進達するものとする。

ウ 知事は、名称の変更届を受けた場合は、その旨を告示するものとする。

(5) 辞退の申出

ア 指定療育機関の開設者が規則第 16 条による指定の辞退をしようとするときは、指定療育機関辞退申出書（以下「辞退申出書」という。様式第 17 号）により、その所在地を管轄する保健所長を経由して知事に申し出ることができる。

イ 辞退申出書を受理した保健所長は、その意見を付して、速やかに知事に進達するものとする。

ウ 知事は、辞退申出書を受けた場合は、その旨及び予告期間終了の年月日を告示するものとする。

エ 知事は、辞退申出書により指定の取り消しを行うことに決定したときは、この旨を文書により保健所長を経由して開設者に通知するものとする。

(6) 指定の取消し（略）

(その他)